

旭川市立永山小学校  
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月  
(令和5年4月 改定)

## 【目次】

はじめに

第1章	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	…	1
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念		
2	いじめの理解	…	2
第2章	本校が実施するいじめ防止等の取組	…	4
1	本校の令和5年度の目標（指標）		
2	児童が主体となった取組の推進		
3	いじめ防止対策委員会・いじめ対策チームの設置		
4	いじめ防止の取組	…	6
5	いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	…	7
6	いじめへの対処	…	9
7	いじめの解消	…	10
8	いじめの重大事態への対応		
9	いじめ防止等に関する機関，保護者等との連携	…	11
10	インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携		

### 【別紙資料】

- 1 早期発見・事案対処マニュアル
- 2 いじめ発見・見守りチェックシート（教職員用）
- 3 主な相談窓口
- 4 いじめの発見・観察ポイント（保護者用）
- 5 学校いじめ防止プログラム

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、全職員がアンテナを高くして、子どもたちの様子や行動のささいな変化も見逃さず、いじめに対して毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学級でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

## 2 いじめの理解

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状態を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することのないよう努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法 第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

### (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にした授業づくりや、集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

##### イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

##### ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

##### イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

## 第2章 本校が実施するいじめ防止等の取組

### 1 本校のいじめの実態及び令和5年度の目標（指標）

【目標1】「いじめはどんな理由があっても許されない思う。」の割合・・・100%

【目標2】「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない。」の割合・・・5%以下

前年度、いじめを3件認知しました。1件については、該当児童への指導、保護者への連絡、学級・学年での指導を通して解消することができました。もう2件については、継続して指導を行っているところです。

「いじめはどんな理由があっても許されない思う。」と答えた割合は、95%であり、100%になることを目標に、指導を継続していきます。「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない。」答えた割合は、5.2%でした。このことから、誰かに相談する必要性をさらに児童に指導し、困った時の対処法を身につけるよう指導します。

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進め、幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

### 2 児童が主体となった取組の推進

本校は、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、実態に応じた「学校いじめ防止基本方針（児童版）」を策定します。
- 生活・学習Actサミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有します。
- 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解（高学年によるいじめ防止条例の学習）し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

### 3 いじめ防止対策委員会・いじめ対策チームの設置

(1) いじめの問題に組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会・いじめ対策チーム」を設置します。

ア 設置の意義

- いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応する

ことにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。

#### イ 設置の留意事項

- 次のことを踏まえて、いじめ防止対策委員会を構成します。
  - ・自校の複数の教職員により構成します。いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えます。
  - ・「自校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、特別支援教育に関わる教職員等から、学校の実情に応じて決定します。
  - ・いじめ防止対策委員会内に「いじめ対策チーム」を設置します。
  - ・「いじめ対策チーム」は、組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定します。
  - ・「いじめ対策チーム」の中から「報告窓口」の役割を担うものを1名ないし複数名、うち1名を「集約担当」にします。
  - ・個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加します。必要に応じて外部の専門家の協力を受けます。
  - ・未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とします。必要に応じて、その他の関係者を「いじめ対策チーム」に追加します。
- 次のことを踏まえて、いじめ防止対策委員会の体制を整備します。
  - ・管理職のリーダーシップの下、情報共有を行いやすい体制
  - ・全ての教職員が、「いじめに係る情報を抱え込み、『いじめ防止対策委員会』に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
  - ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
  - ・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と緊急時の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

#### (2) いじめ防止対策委員会の役割

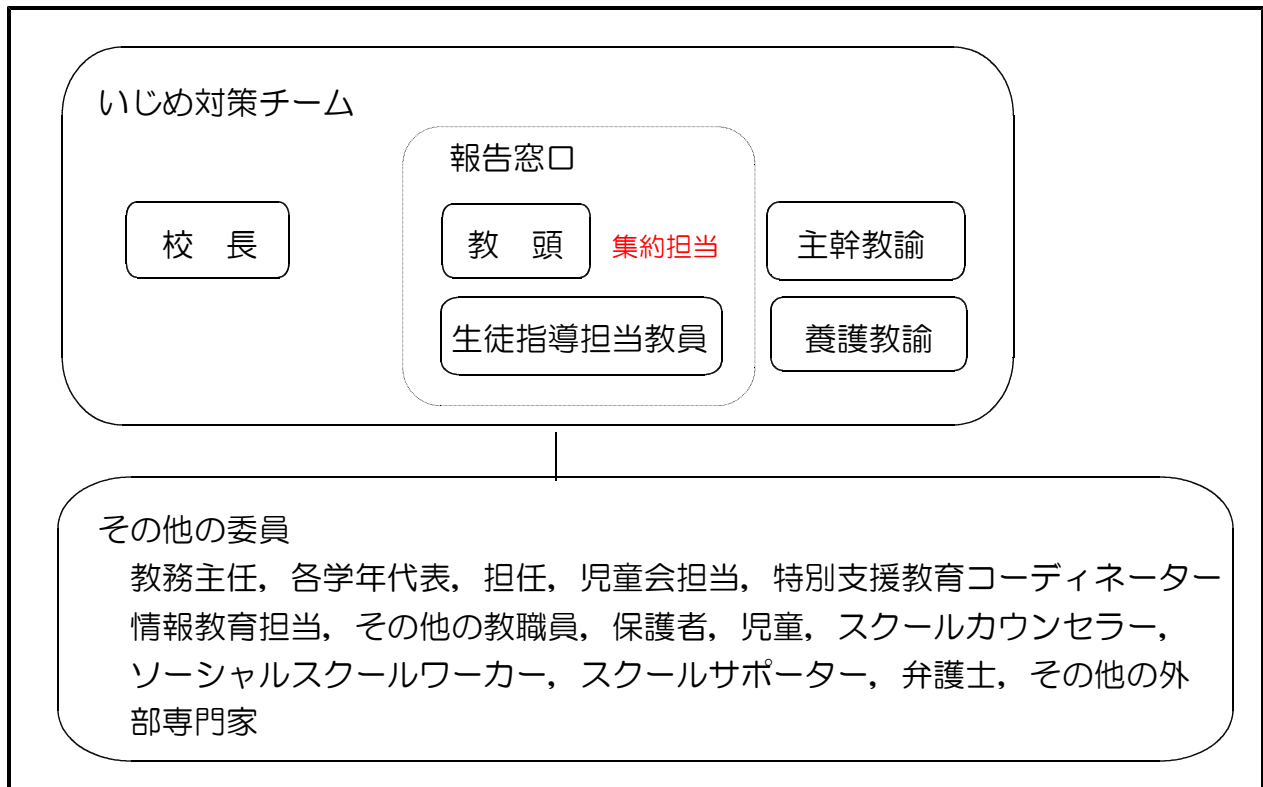
いじめ防止対策委員会の役割に次のことを位置付けます。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と会議録の作成・保管、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容
- ・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめを受けた児童に対する支援・いじめを行った児童に対する指導、対応方

針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割

【永小いじめ防止対策委員会組織図】



#### 4 いじめ防止の取組

##### (1) いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修（いじめ防止条例研修会の内容）において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

イ いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できる取組を進めます。

##### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童の社会性を育む取組を進めます。

イ 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。



ウ 幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。

イ 教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷付けたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

### (4) 自己有用感<sup>\*1</sup>や自己肯定感<sup>\*2</sup>をはぐくむ指導の充実

ア 教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感ずることが出来る機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感を高めるよう努めます。

イ 自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

ウ 自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など，自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」，「自分は〇〇ができる」など，自らを積極的に評価できる感情

#### 【保護者の役割】

- 保護者は，その保護する児童に，家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや，自分を認めてくれる人がいることを実感させ，自尊感情を育むことが大切です。

## 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

本校は，いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し，たとえ，ささいな兆候であっても，早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを軽視することなく，積極的に認知します。

本校は，いじめの早期発見のため，次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，「いじめ発見・見守りチェックシート」<sup>\*P8参照</sup>の活用，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるとともに，児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口<sup>\*資料3参照</sup>について周知し，いじめについて相談しやすい体制を整備します。
- 保護者は，日頃から家庭において，その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め，把握した場合には，児童に寄り添い，悩みや不安等を共感的に理解するとともに，学校をはじめ

関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、「いじめの発見・観察ポイント」<sup>\*資料4参照</sup>を活用することも効果的です。

- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切です。

## 6 いじめへの対処

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

### (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

### (3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

### (5) 性にかかわる事案への対応

- 他の事案と同様に、いじめ防止対策委員会において、組織的ないじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行います。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。

- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。
- (6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応
- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、学校相互間の連携を図ります。必要に応じて教育委員会から対応への指導・助言を受けます。

#### 【保護者の役割】

- 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童を見守り支えることが大切です。

## 7 いじめの解消

本校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

本校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

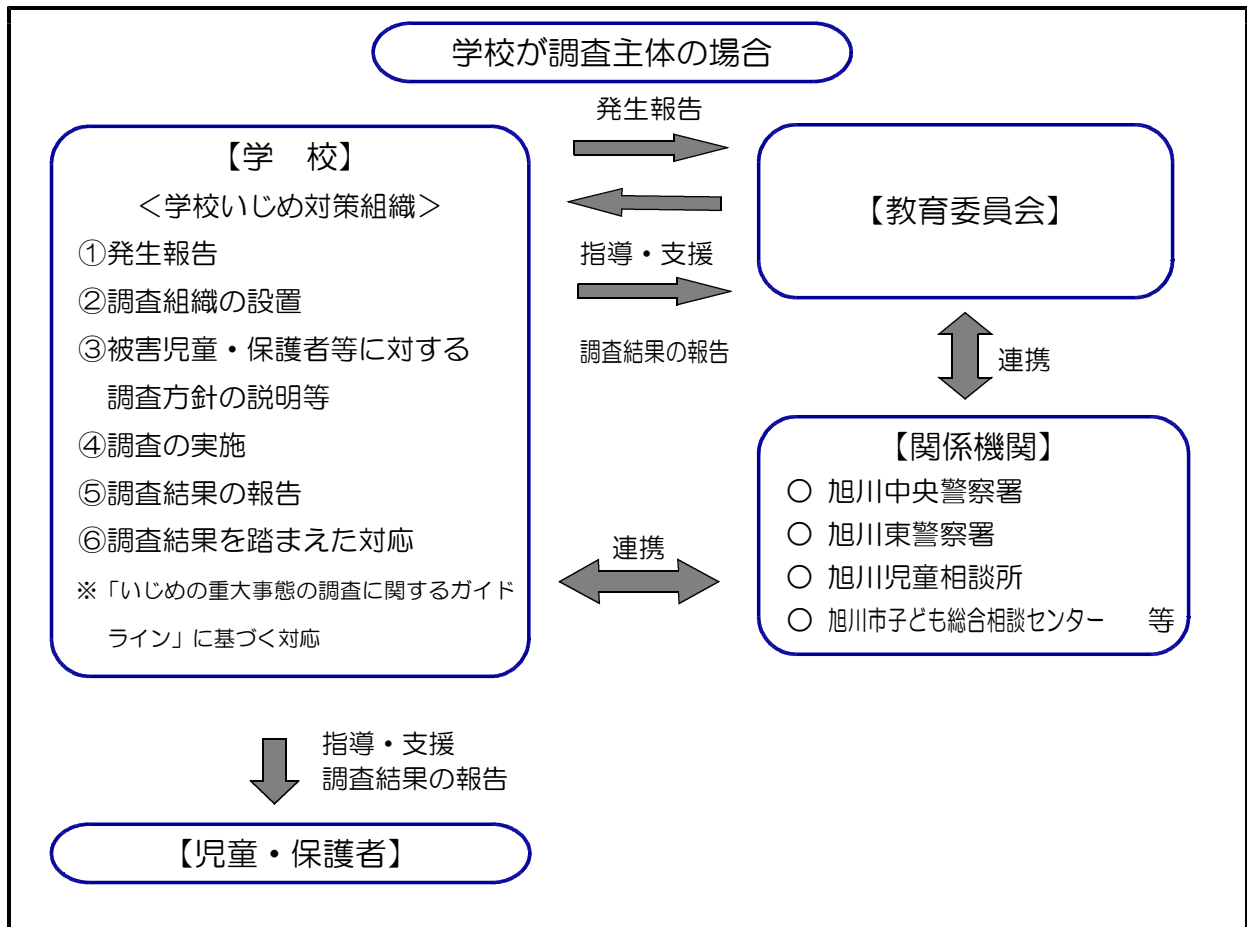
- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察します。

## 8 いじめの重大事態への対応

本校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供します。

【重大事態対応フロー図】



9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

本校は，関係機関や保護者，地域等と連携して，いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては，保護者や児童の代表，地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- いじめへの対処に当たっては，必要に応じて，学校いじめ対策組織に，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- 旭川市子ども総合相談センター・教育委員会との定期的な情報共有の場を必要に応じて設定し，連携の強化を図ります。
- 民間の相談機関との連携については，管理職が窓口となり，個人情報保護に配慮しながら，いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに，対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

## 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

本校は，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるよう，情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的，計画的に情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行います。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し，早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求めます。

### 【保護者の役割】

- 保護者は，その保護する児童の発達の段階を踏まえ，児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際，児童が納得できるルールを決めることや，ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は，その保護する児童にSNSの利用を認める場合は，自他の個人情報を公開しないことや，自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと，SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

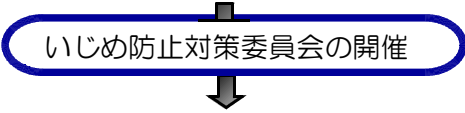
【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→学級担任等→報告窓口（生徒指導担当者・教頭）→集約担当（教頭）→校長



【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- SCや関係機関との連携の検討
- いじめ認知の判断
- 全教職員による共通理解
- 「いじめ対処プラン」の作成
- (指導方針, 指導方法, 役割分担の決定)



【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会, 旭川市子ども総合相談センター, 警察等）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- スクールカウンセラーなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> 当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（※解消の要件についてはP9参照）



【再発防止に向けた取組】

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 原因の詳細な分析               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事実の整理, 指導方針の再確認</li> <li><input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 学校体制の改善・充実               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善</li> <li><input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化</li> <li><input type="checkbox"/> 児童理解研修や事例研究等, 実践的な校内研修の実施</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 教育内容及び指導方法の改善・充実               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 児童の居場所づくり, 絆づくりなど, 学年・学級経営の充実</li> <li><input type="checkbox"/> 道徳教育の充実等, 児童の豊かな心を育てる指導の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導, 自己有用感を高める指導など, 授業改善の取組</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 家庭, 地域との連携強化               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開</li> <li><input type="checkbox"/> 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価</li> <li><input type="checkbox"/> 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|---|

## いじめ発見・見守りチェックリスト（教職員用）

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

### 日常の行動や様子等

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……………〔 〕
- 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- 交友関係が変わった。……………〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- 体に擦り傷やあざができてることがある。……………〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

### 授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしかからかいがある。……………〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

### 清掃や放課後の様子

児童氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- 一人で下校することが多い。……………〔 〕
- 一人で少年団等の準備や後片付けをしている。……………〔 〕
- 少年団等を休み始め、急に少年団等を辞めたいなどと言い出す。……………〔 〕
- 少年団等の話題を避ける。……………〔 〕



# 主な相談窓口(小学生)

## ◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・金 8:45~17:15

## ◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

## ◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~17:00

## ◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

## ◆上川教育局教育相談電話

<電話番号>

0166-46-5243

<受付時間>

平日 8:45~17:30

## ◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

## ◆北海道こころの健康LINE相談(北海道保健福祉部)

<受付時間>

平日、土曜日、祝日 18:00~22:00

日曜日 17:00~翌朝6:00



## ◆おなやみポスト(北海道教育委員会)

<Webサイト>

<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>





◆**児童相談所虐待対応ダイヤル「189」**（北海道保健福祉部）  
<電話番号> 189（いちはやく）  
<受付時間> 毎日24時間

◆**チャイルドラインほっかいどう**（認定NPO法人チャイルドライン支援センター）  
<電話番号> 0120-99-7777  
<受付時間> 毎日16:00~21:00（12/29~1/3除く）

◆**少年サポートセンター「少年相談110番」**（北海道警察）  
<電話番号> 0120-677-110  
<受付時間> 平日 8:45~17:30

◆**性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】**（北海道 札幌市）  
<電話番号> 050-3786-0799 または #8891  
<受付時間> 平日10:00~20:00（土日祝 12/29~1/3除く） <メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆**こころの電話相談**（北海道立精神保健福祉センター）  
<電話番号> 0570-064-556  
<受付時間> 平日9:00~21:00 土日祝10:00~16:00

◆**北海道いのちの電話**（社会福祉法人北海道いのちの電話）  
<電話番号> 011-231-4343  
<受付時間> 毎日24時間

◆**北海道ヤングケアラー相談サポートセンター**（北海道保健福祉部）  
<電話番号> 0120-516-086（電話）  
<受付時間> 平日8:45~17:30  
<メール等> hokkaido.young.carer2022@gmail.com（メール相談） 080-9612-1247（SMS専用）  
facebook.com/ebetsu.carers（Facebook） @youngcarer2022（Twitter）

◆**ほっかいどう親子のための相談LINE**（北海道保健福祉部）  
<受付時間> 平日9:00~17:00



◆**スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。**  
事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立永山小学校 TEL 0166-48-2811

## いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

### 第1段階 観察しましょう。

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強に身が入ってないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（\*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやらうとしない。（\*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

## 第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう。

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたるが増える。
- 理由もなくイライラする。
- 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。
- 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等を見ようとししない。
- いたずら電話がよくかかってくる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達の話題を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を渋る。
- 身体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

## 第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻繁に呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 少年団を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- 学校を転校したいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

# 旭川市立永山小学校 いじめ防止プログラム

  は、未然防止の取組
   は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
教職員	○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)  ○職員会議 ・学校いじめ防止基本方針 ・いじめ防止プログラム 等  ○児童理解研修① 生活相談会の開催 ・児童生徒に関わる情報交換 等  ○生徒指導部会、学年会議等の定例開催  ○授業参観交流  ○触れ合い活動の推進  ○チェックリストの活用  ○学校ネットパトロール  ○中1ギャップ解消等のための 小中連携の推進	○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)	○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)	○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)  ○職員会議 ・1学期の反省 ・学年・学級経営研修会 ・夏季休業中の指導 等	○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)  ○職員会議 ・前期の反省 ・2学期の計画 等	○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)  ○いじめの問題に関する 校内研修	
	○道教委いじめ問題への 取組状況の調査①					○道教委いじめ問題への取 組状況の調査②	
	○教育相談①(随時)			○市教委いじめに関する実 態調査①	○「旭川市生徒指導研究協 議会」への参加		
児童生徒	○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等  ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等	○いじめに関する一斉学習① ・学級活動又は道徳の時間  ○各種調査の実施 ・ほっと、Q-U等	○児童(生徒)アンケート調査①  ○いじめ・非行防止強化月間①  ○児童会活動の実施	○道教委いじめアンケート調 査①  ○ネット安全教室の実施	○全校集会の実施		
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針 ・ネットトラブル防止等の説明  ○学校いじめ防止基本方針の学 校HPへの公開  ○チェックリストの活用  ○いじめに関わる情報収集		○学校評議員会 ・学校いじめ防止基本方針等 の説明 ・取組についての説明	○教育相談①(保護者) (6月下旬～7月上旬)  ○1学期の取組の状況等につい ての公表 ・学校だより 等  ○ネット安全教室への保護 者の参加呼びかけ  ○生徒指導部便り 発行	○「旭川市生徒指導研究協 議会」への保護者の参加 呼びかけ		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)</li> <li>○児童理解研修② 生活相談会の開催 ・児童生徒に関わる情報交換等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)</li> <li>○職員会議 ・2学期の反省 ・学校評価 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)</li> <li>○職員会議 ・3学期の計画 ・学校評価の結果 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)</li> <li>○児童理解研修③ ・児童生徒に関わる情報交換 ・次年度へ向けて 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)</li> <li>○職員会議 ・新年度計画 ・情報交換 等</li> </ul>
	○生徒指導部会、学年会議等の定例開催					
	○授業参観交流					
	○触れ合い活動の推進					
	○チェックリストの活用			○道教委いじめ問題への取組状況の調査②		○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等
	○学校ネットパトロール		○教育相談②(児童)	○市教委いじめに関する実態調査②	○校下小中学校との連携	○教育相談③(随時)
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ・非行防止強化月間②</li> <li>○参観日に道徳の時間の授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童(生徒)アンケート調査②</li> <li>○いじめに関する一斉学習② ・学級活動又は道徳の時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道教委いじめアンケート調査②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学年集会等の取組 ・「全校でなかよく遊ぼう」 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童(生徒)アンケート調査③(随時)</li> </ul>	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参観日における道徳の授業公開</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談②(保護者) (11月下旬～12月上旬)</li> <li>○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより 等</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等</li> <li>○学校評議員会 ・取組についての説明</li> </ul>
	○チェックリストの活用					
	○いじめに関わる情報収集					
		○生徒指導部便り 発行		○生徒指導部便り 発行		